

別表六（二十九）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第 42 条の 12 の 5 第 1 項又は第 2 項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合（令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度においてこれらの規定の適用を受ける場合に限り、）において、措置法第 42 条の 12 第 1 項若しくは第 2 項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は令和 2 年改正前の措置法（以下「令和 2 年旧措置法」といいます。）第 42 条の 12 第 1 項若しくは第 2 項（地方活力向上地
- 域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けるときに記載します。
- 2 「控除対象調整数の計算」の各欄は、措置法第 42 条の 12 第 2 項又は令和 2 年旧措置法第 42 条の 12 第 2 項の規定の適用を受ける場合に記載します。この場合において、「7」、「8」及び「20」から「22」までの各欄は、措置法第 42 条の 12 第 1 項又は令和 2 年旧措置法第 42 条の 12 第 1 項の規定の適用を受ける場合にのみ記載します。